

随時記者発表



項 目	令和5年度(2023年度)「廃棄物適正処理推進月間における監視事業及び普及啓発事業」並びに「全国一斉路上軽油抜取調査」に係る産業廃棄物の運搬車両等を対象とした路上検問の実施について		
区 分 等	発 表	10月 5日 13時00分	説明者
	資料配付	10月 5日 13時00分	
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領 ・実施場所地図 		
発 表 要 旨	<p>北海道では、廃棄物の不法投棄など不適正処理の未然防止・早期発見のため、また、不正軽油の製造、販売及び使用の根絶を目的に監視事業及び普及啓発事業を実施しており、今般、日高振興局において、次のとおり産業廃棄物の運搬車両等を対象とした路上検問を実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施概要 北海道警察札幌方面門別警察署、日高町、北海道産業資源循環協会日胆支部と連携し、産業廃棄物を運搬する車両（トラック）等に任意停止してもらい、積載内容や manifests 等の書面の備え付け等の調査を通じて、産業廃棄物の適正処理に向けた指導・啓発を行うとともに、不正軽油の根絶を目的に運転手の了解を得た上で、燃料タンクから軽油を抜き取り、分析機器により検査を実施するものです。</p> <p>なお、路上軽油抜取調査は、全国47都道府県が連携し、主要幹線道路等で一斉に実施し、北海道では当振興局を含む道内合計13か所（合同で実施する総合振興局等有り。）で実施します。</p> <p>2 実施日時（予定） 令和5年(2023年)10月11日(水) 午前11時00分から12時00分</p> <p>3 実施場所 沙流郡日高町三岩無番地 国道237号線駐車帯（平取町方面）</p> <p>4 留意事項 雨天時は中止しますが、小雨の場合は実施します。 また、悪天候、緊急事態への対応等の場合は中止となります。 実施の判断については、当日決定いたしますので、詳しくは担当までお問い合わせください。</p>		
報道に当たってのお願い	<p>1 報道については、全国47都道府県の申し合わせにより報道解禁日を設定しておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>報道の解禁日 テレビ・ラジオ・インターネット 10月11日(水)午後3時以降 新聞 10月11日(水)夕刊（最終版）以降</p> <p>2 軽油の抜取調査の結果については、後日、お知らせします。</p> <p>3 取材に当たっては、運転手の顔、車両ナンバー、会社名等の個人情報の保護に十分配慮願ひします。</p>		
担 当	<p>日高振興局保健環境部環境生活課 課 長 中村 賢洋 0146-22-9250(直通) 地域環境係長 片原 清隆 0146-22-9252(直通)</p> <p>日高振興局税務課 課 長 黒澤真由美 0146-22-9060(直通) 課 税 係 長 和田 紘徳 0146-22-9062(直通)</p>		

令和5年度（2023年度）「廃棄物適正処理推進月間における監視事業及び普及啓発事業」及び「全国一斉路上軽油抜取調査」実施要領

1 目的

廃棄物の運搬車両に係る積載内容及びマニフェスト等の書面の備え付け等を調査し、廃棄物の適正処理に向けた指導・啓発を行うもの。

また、不正軽油の製造、販売及び使用の根絶を目的に全都道府県が連携し、主要幹線道路等を走行するトラック等を対象に軽油の抜取調査を実施する。

2 主催

北海道日高振興局（環境生活課及び税務課）

3 協力

北海道札幌方面門別警察署、日高町、北海道産業資源循環協会日胆支部

4 実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和5年（2023年）10月11日（水）

11時00分～12時00分

※雨天等の場合は翌12日（木）に順延（2日連続雨天の場合は中止）

(2) 実施場所

沙流郡日高町三岩無番地 国道237号線駐車帯（平取町方面）

（別添地図参照）

5 調査対象車両及び予定台数

ディーゼルエンジン搭載（軽油使用車）トラック等の産業廃棄物収集運搬車等10台程度

6 実施手順

(1) 実施前日までに広報（報道投げ込み）を行うが、路上検問の効果を高めるため報道機関に対して実施終了まで報道しないよう依頼する。

(2) 日高振興局職員（環境生活課）が調査対象車両を選定し、当該車両を門別警察署署員により調査場所へ誘導する。

(3) 税務課が運転者に抜取調査の趣旨及び廃棄物の適正処理に係る調査の実施について説明を行う。

協力が得られた場合、燃料タンクから軽油を20ml採取する。

なお、採取した軽油は無償で提供を受けることを告げ、必要事項を聴取する。

(4) 採取した軽油を分析機器により検査する。

その間、環境生活課は対象車両が産業廃棄物運搬車両の場合、調査の趣旨を説明の上、以下の事項を調査する。（一般廃棄物の場合は、日高町が調査する。）

※ 廃棄物運搬車両でない場合は、啓発のみ行う。

ア 事業者名・運転者氏名・車両番号

イ 許可の有無（許可業者のみ）

ウ 積載廃棄物の種類、排出者及び運搬先

エ 書面（マニフェスト等）の備え付け

オ 産廃運搬車の表示（表示板等の設置）

カ その他廃棄物の適正処理に関する事項（飛散・流出の防止等）

(5) 軽油の検査結果を運転者に伝え、環境生活課及び税務課からの啓発物の配布を行い、調査終了とする。

(6) 調査を終えた車両は、門別警察署署員により出口へと誘導する。

(5) 全調査の終了後、結果を取りまとめ、規定の様式により本庁循環型社会推進課及び本庁税務課にそれぞれ報告する。

7 法令違反等の対応

路上検問において、不法投棄、無許可営業及び処理基準違反等の廃棄物処理法違反の疑いが見受けられた場合は、事実確認を行い、その状況に応じて行政指導及び行政処分を検討する。

8 その他

各報道機関等に対する情報提供については、広報担当と協議の上、報道発表に係る所定の手続きを行うものとする。

9 参集範囲（参加者）

- (1) 北海道日高振興局保健環境部環境生活課（5名）
- (2) 北海道日高振興局税務課（5名）
- (3) 日高町役場（1名）（予定）
- (4) 北海道産業資源循環協会日胆支部会員（2名）
- (5) 北海道札幌方面門別警察署刑事・生活安全課、交通課（3名）

令和5年10月11日（水）実施

「廃棄物適正処理推進月間における監視事業及び普及啓発事業」並びに「全国一斉路上軽油抜取調査」に係る産業廃棄物の運搬車両等を対象とした路上検問実施場所



令和5年10月11日（水）実施

「廃棄物適正処理推進月間における監視事業及び普及啓発事業」並びに「全国一斉路上軽油抜取調査」に係る産業廃棄物の運搬車両等を対象とした路上検問実施場所

